

社会保険料の精算実施について

1 概要

平成28年1月26日の年金事務所による調査において、平成27年8月の随時改定の内容に誤りがある旨の指摘を受けたことから、内容を確認したところ、期間雇用社員の現在の標準報酬月額が誤っていることが判明した。

については、標準報酬月額を平成27年8月に遡って修正するとともに、既に控除している社会保険料について精算を実施する。

2 対象者及び精算金額

| | 対象者数 | 健康保険料 | 介護保険料 | 厚生年金保険料 | 合計 |
|-------|------|---------|--------|-----------|-----------|
| 3001 | 13人 | 6,747 | -128 | 12,133 | 18,752 |
| 20 長野 | 155人 | 363,718 | 38,575 | 644,429 | 1,046,722 |
| 20 新潟 | 226人 | 542,584 | 59,019 | 961,181 | 1,562,784 |
| 計 | 394人 | 913,049 | 97,466 | 1,617,743 | 2,628,258 |

3 精算対象期間

平成27年8月実績（9月月例給与）～平成28年1月実績（2月月例給与）の間で精算を要する月について精算を実施

4 精算時期

平成28年3月月例給与

5 その他

既に退職している社員については、長野共通事務集約センターから本人あてに通知する。